

### 国民健康保険の手続きは14日以内をお願いします

退職や就職に伴う健康保険の切替え手続きは、会社等と町役場の両方への届出が必要です。国保の加入日は、会社等の健康保険の資格喪失日まで遡ります。届出が遅れると、加入月に遡って保険税を納めることになりますので、一度に多額の負担をお願いすることになります。また、国保の脱退日も、会社等の健康保険の資格取得日まで遡ります。届出が遅れると、国保の保険証でかかった医療費を後で返還しなければならなくなることがあります。保険税も知らずに二重に納めてしまうこともあります。忘れずに届出てください。



	例えばこんな時	手続き ※届出を別世帯の家族等に依頼する場合は「委任状」も必要です
加入する時	◆会社等を退職した時 ◆健康保険の任意継続が終了した時 ◆健康保険の被扶養者でなくなった時	①事業所・健康保険組合等から「健康保険資格喪失証明書（連絡票）」の交付を受ける（雇用保険の書類とは異なります）。 〔「協会けんぽ」だった方は年金事務所で「健康保険資格喪失確認通知書」の交付を受けてもよい。〕 ②役場（国民健康保険担当）で国保の加入届を行う。 <b>必要なもの</b> *健康保険の資格喪失日、記号、番号が確認できるもの（上記①の書類） *印鑑（認印） *窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等顔写真付きで公的機関発行のもの） *本人と世帯主の個人番号確認書類（通知カード等）
	◆会社等に就職した時 ◆健康保険の被扶養者になった時	①事業所・健康保険組合等から「健康保険被保険者証（保険証）」の交付を受ける。 ②役場（国民健康保険担当）で国保の喪失届を行う。 <b>必要なもの</b> *会社等の保険証と国保の保険証（両方とも） *扶養に入った方がいる場合は、ご家族の保険証も忘れずに！ *印鑑（認印） *窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等顔写真付きで公的機関発行のもの） *本人と世帯主の個人番号確認書類（通知カード等）

問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎ 148、149

### 缶類のごみ指定袋の廃止について

家庭ごみの飲料用、缶詰等の缶については、資源ごみ収集袋のカン用の指定袋を使用して各地区のごみ集積所へ搬出するようにお願いしていますが、平成31年3月をもって、カン用の指定袋を廃止し、4月から既存のポリエチレン製透明袋（レジ袋）でも搬出を可能とします。

これは、既存のポリエチレン製透明袋の活用により、指定袋使用分のごみの抑制や町民の指定袋購入負担を軽減するためのものです。  
※スプレー缶は中身を使い切り、風通しの良い所で穴をあけ、その他の金属としてコンテナに直接出してください。

問合せ 環境農林課 廃棄物対策担当 ☎ 161



### 牛乳パック及び廃食用油回収拠点の変更について

中央公民館において回収している牛乳パック及び廃食用油について、4月1日以降は図書館入口で回収することとなります。これは、中央公民館の機能が移転することに伴い回収拠点を変更するもので、図書館開館日の開館時間中のみの回収となります。



問合せ 環境農林課  
廃棄物対策担当 ☎ 161

### 高額医療・高額介護合算療養費制度改正のお知らせ

「高額医療・高額介護合算療養費制度」とは、医療保険と介護保険両方の制度を利用している世帯の負担を軽減するための制度です。

同一世帯で1年間（8月1日～翌年の7月31日）に医療保険と介護保険で支払った自己負担額を合算して、自己負担限度額を超えた場合に支給されます。ただし、高額療養費等ですでに支給されている分は差し引きます。なお、平成30年8月診療分から自己負担限度額が別表のとおり変更になりました。

別表：自己負担限度額（年額）

所得区分		70歳以上の方がいる世帯	
		平成30年7月まで (改正前)	平成30年8月から (改正後)
現役並み所得者	現役並み所得者Ⅲ（課税所得690万円以上）	67万円	212万円
	現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）		141万円
	現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）		67万円
一般（現役並み所得者、低所得Ⅰ・Ⅱ以外）		56万円	56万円
町県民税非課税世帯	低所得Ⅱ（同一世帯の全員が住民税非課税世帯）	31万円	31万円
	低所得Ⅰ（同一世帯の全員が住民税非課税で所得0円）	19万円	19万円

\*課税所得…所得金額から各種所得控除を引いた額

所得区分	70歳未満の方が含まれる世帯（改正なし）
基準総所得額901万円超	212万円
基準総所得額600万円超～901万円以下	141万円
基準総所得額210万円超～600万円以下	67万円
基準総所得額210万円以下	60万円
町県民税非課税世帯	34万円

\*基準総所得…所得金額から基礎控除額（33万円）を引いた額

#### 注意点

- 基準日（7月31日）において、医療保険者ごとの1年間の自己負担額を合算します。
- 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合は支給されません。
- 70歳未満の方は医療の自己負担額が、医療機関ごと（入院、外来、歯科）に21,000円（月額）以上のものが合算対象になります。また、介護の自己負担額が0円の場合は対象になりません。
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険以外に加入している方は、勤務先や加入している健康保険組合等にお問合せください。
- 平成31年3月以降順次、対象者の方へ平成29年度分（平成29年8月から平成30年7月）の申請書を郵送します。
- 平成30年度分（平成30年8月～平成31年7月）から改正後の自己負担額が適用されます。
- 対象年度が平成28年度分（平成28年8月～平成29年7月）を未申請の方は、早めに申請してください。申請書の到着日の翌日から2年を経過すると申請できません。

問合せ 町民課 保険グループ ☎ 148、149

パトリアおがわ（長生き支援課）介護保険担当 ☎ 74-2323